

① 小売等役務商標

小売業者または卸売業者が、店舗の看板、店員の制服・名札、ショッピングカート、取扱商品の値札、折込チラシ、レシート、買物かご、陳列棚、会計用レジスター、店舗内の売場の案内板、店舗内の売場の名称、レジ袋、包装紙、テレビ広告、インターネットにおける広告などに使用するサービスマーク(役務商標)です。

衣料品店、八百屋、肉屋、酒屋、眼鏡屋、本屋、家具屋、家電量販店、飲食料品スーパー、コンビニエンスストア、ホームセンター、百貨店、卸問屋、カタログやテレビやインターネットを利用した通信販売などが対象となります。

(例)



メーカーは、商品に付ける商標について、商品「清酒」を指定すれば良い。

※商標は、提供者の出所識別標識なので、商品名でも良いし、会社名でも良いです。



小売店は、店舗に付ける商標について、扱っている商品「清酒」を指定しても良いし、

提供しているサービス「酒類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」を指定しても良い。



商品：第30類「ウーロン茶」

商品：第32類「清涼飲料」

※商品の場合、区が多岐に渡る場合があります。

商品：第33類「清酒」

小売役務：第35類「飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」

※小売役務の場合、区分は1つにまとめられており、各商品と類似関係にあります。

② 地域団体商標

通常、「地域名+商品名」の文字商標は、全国的に著名になっている場合を除き、登録されませんが、地域ブランドを保護するために、登録要件を緩和するものです。

登録を受けられる者	事業協同組合、農業協同組合、漁業協同組合など法人格を有する組合であって、構成員資格者の加入の自由が担保されているもの
	商工会、商工会議所、NPO法人
	これらに相当する外国の法人
登録を受けられる商標	団体の構成員に使用させる商標
	隣接都道府県に及ぶ程度に周知になっている商標
	地域の名称+商品の普通名称など
	地域の名称が商品と密接な関連性(産地など)を有すること



こちら特許部

ニッポウ

NIPPO 日峯国際特許事務所

ご質問やご相談を承ります。
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

 **029-228-5622**

 info@nippo-patent.jp